

新旧対照表（基本計画 抜粋版）

■新：令和4年度第4回（最新版）P13

■旧：令和4年度第3回 P13

■変更点と理由

施策 1-4 歴史文化

目指す姿 暮らしのなかで**歴史文化**の魅力に
ふれることができるまち

現状	課題
犬山城や犬山祭、東之宮古墳をはじめとした国指定の文化財だけでなく、未指定のものも含めて多種多様な歴史文化資源が保存されています。	過去から引き継いだ歴史文化資源を後世に残していくために、調査をした上で保存・活用を図る必要があります。
市内の各地に歴史的建造物と人々の伝統的な活動、良好な市街地環境が一体となった歴史的風致が形成されています。しかし、城下町では、町家の解体が増加し景観を構成する重要な要素が失われるとともに、不釣り合いな屋外広告物を掲げる店舗が増加し、景観を阻害しています。	市内の歴史的風致を後世に引き継ぐために、歴史的建造物の保全と屋外広告物を適切に指導し、城下町の良好な景観を維持する必要があります。
市では 歴史文化 について学ぶ機会を設けていますが、参加者は高齢者層が中心で、若年層の 歴史文化 に対する興味は低いと考えられます。	幅広い年代の市民が興味・関心を持てるような仕組みを作り、 歴史文化 についての理解を深めるとともに地域への愛着や誇りを持つことができる環境が必要です。
市民団体等により 歴史文化資源 の普及啓発、保存活用のための自主的な活動が実施されていますが、高齢化等により活動の担い手が不足しています。	歴史文化の担い手育成のために、文化財施設の役割を明確化し、施設間の連携を強化するとともに、団体間の連携を強化し、団体同士で補完し合う仕組みを整える必要があります。

達成指標

13

施策 1-4 歴史・文化財

目指す姿 暮らしのなかで**歴史・文化財**の魅力に
ふれることができるまち

現状	課題
犬山城や犬山祭、東之宮古墳をはじめとした国指定の文化財だけでなく、未指定のものも含めて多種多様な歴史文化資源が保存されています。	過去から引き継いだ歴史文化資源を後世に残していくために、調査をした上で保存・活用を図る必要があります。
市内の各地に歴史的建造物と人々の伝統的な活動、良好な市街地環境が一体となった歴史的風致が形成されています。しかし、城下町では、町家の解体が増加し景観を構成する重要な要素が失われるとともに、不釣り合いな屋外広告物を掲げる店舗が増加し、景観を阻害しています。	市内の歴史的風致を後世に引き継ぐために、歴史的建造物の保全と屋外広告物を適切に指導し、城下町の良好な景観を維持する必要があります。
市では 歴史・文化財 について学ぶ機会を設けていますが、参加者は高齢者層が中心で、若年層の 歴史 に対する興味は低いと考えられます。	幅広い年代の市民が興味・関心を持てるような仕組みを作り、 歴史 や 文化財 についての理解を深めるとともに地域への愛着や誇りを持つことができる環境が必要です。
市民団体等により 文化財 の普及啓発、保存活用のための自主的な活動が実施されていますが、高齢化等により活動の担い手が不足しています。	歴史文化の担い手育成のために、文化財施設の役割を明確化し、施設間の連携を強化するとともに、団体間の連携を強化し、団体同士で補完し合う仕組みを整える必要があります。

達成指標

13

「歴史・文化財」について、文化庁が定義している「歴史文化」を使用することとしました。
 ※「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。
 「歴史文化」が歴史・文化財全体を表すのに対し、単体を表す場合を「歴史文化資源」として、「文化財」を「歴史文化資源」に変更しました。

■新：令和4年度第4回（最新版）P14

基本目標 1 誰もが学び、楽しみ、活躍できるまちへ

資料3 基本計画（素案）及び 参考資料3 SDGs との関係 参照

取組みの方向性

■歴史文化資源の保存、活用の推進

犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上に繋がります。特に、犬山城においては、門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。

■歴史的風致の維持、向上

歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史文化資源の保存・活用により、歴史的風致の維持、向上を図りながら歴史まちづくりを推進します。

■伝統的建造物の保護、保全

建造物の残存状況の調査や伝統的建造物の保存修理に対する補助、技術的指導等、伝統的建造物の保護、保全に取り組みます。また、歴史まちづくり賞の推進及び登録有形文化財所有者に対する防火意識向上のための研修会開催により、文化財建造物の保存意識の向上を図ります。

■犬山市の歴史文化を知る・学ぶ機会の提供

市民総合大学歴史文化学部等の歴史文化を知る・学ぶ機会の提供を継続するとともに、若年層をターゲットに歴史文化についての情報を発信します。また、歴史資料を後世に伝え、文化財保護意識の向上、歴史研究の進展、郷土の歴史に関する理解や愛着の向上を図るための市史編さんを進めます。

■歴史文化に関する自主的活動の支援

団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信に繋がります。また、歴史文化資源の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。

計画期間における重点事業

X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X

関連する個別計画	期間
犬山市文化財保存活用地域計画（作成中）	-
犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）	H31（2019）～R10（2028）
国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画	R 3（2021）～R13（2031）
史跡東之宮古墳保存活用計画	-
犬山市教育振興基本計画	H30（2018）～R 4（2022）
犬山市景観計画	-
犬山市観光戦略	R 4（2022）～R13（2031）

14

■旧：令和4年度第3回 P14

基本目標 1 誰もが学び、楽しみ、活躍できるまちへ

取組みの方向性

■文化財の保存、活用の推進

犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上に繋がります。特に、犬山城においては、門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。

■歴史的風致の維持、向上

歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史文化資源の保存・活用により、歴史的風致の維持、向上を図りながら歴史まちづくりを推進します。

■伝統的建造物の保護、保全

建造物の残存状況の調査や伝統的建造物の保存修理に対する補助、技術的指導等、伝統的建造物の保護、保全に取り組みます。また、歴史まちづくり賞の推進及び登録有形文化財所有者に対する防火意識向上のための研修会を開催し、文化財建造物の保存意識の向上を図ります。

■犬山市の歴史と文化財を知る・学ぶ機会の提供

市民総合大学歴史文化学部等の歴史と文化財を知る・学ぶ機会の提供を継続するとともに、若年層をターゲットに歴史・文化財についての情報を発信します。また、歴史資料を後世に伝え、文化財保護意識の向上、歴史研究の進展、郷土の歴史に関する理解や愛着の向上を図るための市史編さんを進めます。

■歴史・文化に関する自主的活動の支援

団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信に繋がります。また、文化財の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。

重点事業

X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X

関連する個別計画	期間
犬山市文化財保存活用地域計画（作成中）	-
犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）	H31（2019）～R10（2028）
国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画	R 3（2021）～R13（2031）
史跡東之宮古墳保存活用計画	-
犬山市教育振興基本計画	H30（2018）～R 4（2022）
犬山市景観計画	-
犬山市観光戦略	R 4（2022）～R13（2031）

14

■変更点と理由

（再掲）
 「歴史・文化財」について、文化庁が定義している「歴史文化」を使用することとしました。
 ※「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。
 「歴史文化」が歴史・文化財全体を表すのに対し、単体を表す場合を「歴史文化資源」として、「文化財」を「歴史文化資源」に変更しました。

■新：令和4年度第4回（最新版）P20

基本目標2 産業が栄えるまちへ

資料3 基本計画（素案）及び 参考資料3 SDGs との関係 参照

取組みの方向性

- 農業者の確保、育成
 - 1 農業者同士のネットワークを活かして、農業後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、関係団体等と連携して農福連携等の新しい農業の取組みを促進します。
- 農業にふれ親しむ機会の確保
 - 2 農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流できる関係づくりを推進します。
- 農地の活用

農地のより効率的な利用を促進するため、農地の集積集約化を推進します。また、耕作放棄地の実態や農業者の意向を把握し、発生防止に努めます。
- 認定農業者の育成

農業経営の安定化を図るため、農地の集積集約化を図りながら、新しい栽培品種の導入や低コスト農法等の新しい農法導入を促進します。
- 農産物ブランド化の推進

米、果樹、じねんじょ等の農産物を活用（加工等）し、様々な手法で情報発信等を行うことで、農産物のブランド化を推進します。
- 農産物への被害防止対策

有害鳥獣による被害状況の把握に努め、捕獲活動や柵設置等の防止するため対策を講じます。
- 地産地消の推進

朝市やマルシェの活性化を図り、地元農産物を購入できる機会を増やします。また、小中学校給食の食材として地元農産物の利用を促進します。
- 土地改良施設改修

土地改良施設（用排水路やため池等）の改修を進めます。また、施設の維持管理に対する地元要望を把握し、地域と協議しながら用水施設の機能確保に努めます。

計画期間における重点事業

X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X

関連する個別計画	期間
農業振興地域整備計画	-

20

■旧：令和4年度第3回 P20

基本目標2 産業が栄えるまちへ

取組みの方向性

- 農業者の確保、育成
 - 関係団体等と連携し、後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の新しい農業の取組みを促進します。
- 農業にふれ親しむ機会の確保
 - 農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。
- 農地の活用

農地のより効率的な利用を促進するため、農地の集積集約化を推進します。また、耕作放棄地の実態や農業者の意向を把握し、発生防止に努めます。
- 認定農業者の育成

農業経営の安定化を図るため、農地の集積集約化を図りながら、新しい栽培品種の導入や低コスト農法等の新しい農法導入を促進します。
- 農産物ブランド化の推進

米、果樹、じねんじょ等の農産物を活用（加工等）し、様々な手法で情報発信等を行うことで、農産物のブランド化を推進します。
- 農産物への被害防止対策

有害鳥獣による被害状況の把握に努め、捕獲活動や柵設置等の防止するため対策を講じます。
- 地産地消の推進

朝市やマルシェの活性化を図り、地元農産物を購入できる機会を増やします。また、小中学校給食の食材として地元農産物の利用を促進します。
- 土地改良施設改修

土地改良施設（用排水路やため池等）の改修を進めます。また、施設の維持管理に対する地元要望を把握し、地域と協議しながら用水施設の機能確保に努めます。

重点事業

X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X

関連する個別計画	期間
農業振興地域整備計画	-

20

■変更点と理由

- 1 農業者同士のネットワークを活かすこと、農福連携等の新しい農業は関係団体と連携して実施していくことを追記しました。
- 2 講師や講座参加者たちの交流できる関係づくりについて追記しました。

■新：令和4年度第4回（最新版）P22

■旧：令和4年度第3回 P22

■変更点と理由

基本目標2 産業が栄えるまちへ

資料3 基本計画（素案）及び 参考資料3 SDGs との関係 参照

取組みの方向性

- 製造業の企業立地促進

民間事業者と連携し、産業集積誘導エリアの**拡大等を踏まえ、同工エリア**等へ製造業の企業立地を促します。
- 企業誘致等の推進

県や関係機関と連携し、優良な企業や事業者の誘致に取り組みます。
- 市内企業、事業者の流出防止

市内で操業する企業、事業者により設備投資の支援などを通じて、企業、事業者の市外流出の防止を図ります。
- 中小企業者支援体制の充実

関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実を図ります。
- 創業・起業への支援

関係機関と連携し、犬山市内での創業・起業を支援します。
- マッチング機会の提供

関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。


計画期間における重点事業

X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X

関連する個別計画	期間
犬山市都市計画マスタープラン（作成中）	-
新たな都市拠点及び交流エリア基本構想	-
犬山市道の駅エリア基本計画	-
犬山市創業支援等事業計画	H28（2016）～R 5（2023）

22

基本目標2 産業が栄えるまちへ



取組みの方向性

- 製造業の企業立地促進

民間事業者と連携し、産業集積誘導エリア等へ製造業の企業立地を促します。
- 企業誘致等の推進

県や関係機関と連携し、優良な企業や事業者の誘致に取り組みます。
- 市内企業、事業者の流出防止

市内で操業する企業、事業者により設備投資の支援などを通じて、企業、事業者の市外流出の防止を図ります。
- 中小企業者支援体制の充実

関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実を図ります。
- 創業・起業への支援

関係機関と連携し、犬山市内での創業・起業を支援します。
- マッチング機会の提供

関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。

重点事業

X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X

関連する個別計画	期間
犬山市都市計画マスタープラン（作成中）	-
新たな都市拠点及び交流エリア基本構想	-
犬山市道の駅エリア基本計画	-
犬山市創業支援等事業計画	H28（2016）～R 5（2023）

22

基本構想の「将来の都市構造（土地利用）」において、第5次総合計画よりも産業集積誘導エリアを拡大することを明示しました。

■新：令和4年度第4回（最新版）P26

基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ

資料3 基本計画（素案）及び 参考資料3 SDGs との関係 参照

取組みの方向性

- 新たな住宅用地の確保

既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、地区計画制度の活用や土地区画整理事業等による良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。また、都市的低・未利用地における一定規模以上の土地の宅地化を促進するため、土地の有効活用と公共施設の整備を促進します。
- ① ■調和型コミュニティ形成拠点等における住宅の立地緩和

市街化調整区域の既存集落における定住人口の維持、地域コミュニティの維持・向上などを図るため、鉄道駅や都市基盤等、一定の既存ストックが整った地域では、地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和を進めます。
- 空き家の適切な管理

空き家バンクの啓発や住宅相談等を行い、空き家の利活用を促します。また、空き家の適正な管理を所有者に促し、地域の安全・安心の確保や生活環境の保全を図ります。
- 新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上

橋爪・五郎丸地区と国道41号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。
- 安全で便利な道路網の形成

都市計画道路の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備を計画的に進めます。また、都市計画道路の長期未整備区間については、その必要性、実現性等を考慮した機能変更等の見直しを検討します。
- 道路の適切な維持管理

幹線道路や主要な生活道路について、舗装改修計画により、良好な道路環境の構築を目指します。また、土木常設員制度等により、道路施設における地元要望を把握し、道路パトロールや緊急通報と合わせて適切な道路環境を提供するとともに、街路灯の設置について現状を把握し整備を検討します。
- ② ■魅力ある公園づくり


官民連携手法等により利活用の可能性を模索し、魅力ある公園として市民に親しまれる憩いの場の形成を図ります。
- ③ ■地域中心の公園活用

身近な公園では、日常管理を地域の町内会等に委託することで、愛着や関心を持ってもらい、地域コミュニティの場として活用されるよう推進します。

26

■旧：令和4年度第3回 P26

基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ



取組みの方向性

- 新たな住宅用地の確保

既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、地区計画制度の活用や土地区画整理事業等による良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。また、都市的低・未利用地における一定規模以上の土地の宅地化を促進するため、土地の有効活用と公共施設の整備を促進します。
- 市街化調整区域における住宅の立地緩和

市街化調整区域の既存集落における定住人口の維持、地域コミュニティの維持・向上などを図るため、鉄道駅や都市基盤等、一定の既存ストックが整った地域では、地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和を進めます。
- 空き家の適切な管理

空き家バンクの啓発や住宅相談等を行い、空き家の利活用を促します。また、空き家の適正な管理を所有者に促し、地域の安全・安心の確保や生活環境の保全を図ります。
- 新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上

橋爪・五郎丸地区と国道41号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。
- 安全で便利な道路網の形成

都市計画道路の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備を計画的に進めます。また、都市計画道路の長期未整備区間については、その必要性、実現性等を考慮した機能変更等の見直しを検討します。
- 道路の適切な維持管理

幹線道路や主要な生活道路について、舗装改修計画により、良好な道路環境の構築を目指します。また、土木常設員制度等により、道路施設における地元要望を把握し、道路パトロールや緊急通報と合わせて適切な道路環境を提供するとともに、街路灯の設置について現状を把握し整備を検討します。
- 魅力ある公園づくり

官民連携手法等により、魅力ある公園として市民に親しまれる憩いの場の形成を図ります。
- 地域中心の公園管理

身近な公園では、日常管理を地域の町内会等に委託することで、愛着や関心を持ってもらい、地域コミュニティの場として活用されるよう推進します。

26

■変更点と理由

- ① 変更前の書き方だと、スプロール化を促しているように見えるというご指摘を踏まえ、記載を変更しました。
- ②、③ 公園を「活用する」という観点を踏まえ、記載を変更しました。

■新：令和4年度第4回（最新版）P28

基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ

取組みの方向性

■水道施設の更新、適切な維持管理

現行の料金体系を維持しつつ、水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。

■下水道等の整備推進、適切な維持管理

都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質安全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきますが、一方で、市街化区域及び前原台団地以外の計画区域については整備のあり方を検討します。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行うとともに、使用料体系についての研究を行い、効率的な事業運営を図ります。

下水道の「事業計画区域」又は「供用開始区域」以外では、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促します。

■生活環境の保全

生活環境につながる環境数値の測定や監視を継続します。また、事業者には公害防止のための法令等の遵守と周辺環境への配慮を求めていきます。測定結果が法令等の基準を超える測定値が観測された場合等、環境悪化につながる発生原因が特定された場合は、法令等に基づき国や県と連携した適切な指導や対応を行います。

■公共交通ネットワークの形成

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。

■公共交通を利用しやすい環境整備

公共交通機関や自転車等の利用促進と利便性の向上を図るため、鉄道駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。

計画期間における重点事業

X X X X X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X X X X

28

■旧：令和4年度第3回 P28

基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ

取組みの方向性

■水道施設の更新、適切な維持管理

水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。

■下水道等の整備推進、適切な維持管理

都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質安全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきますが、一方で、市街化区域及び前原台団地以外の計画区域については整備のあり方を検討します。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行うとともに、使用料体系についての研究を行い、効率的な事業運営を図ります。

下水道の「事業計画区域」又は「供用開始区域」以外では、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促します。

■生活環境の保全

生活環境につながる環境数値の測定や監視を継続します。また、事業者には公害防止のための法令等の遵守と周辺環境への配慮を求めていきます。測定結果が法令等の基準を超える測定値が観測された場合等、環境悪化につながる発生原因が特定された場合は、法令等に基づき国や県と連携した適切な指導や対応を行います。

■公共交通ネットワークの形成

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。

■公共交通を利用しやすい環境整備

公共交通機関や自転車等の利用促進と利便性の向上を図るため、鉄道駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。

重点事業

X X X X X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X X X X

28

■変更点と理由

1つ下の「■下水道等の整備推進、適切な維持管理」において、下水道使用料金に係る記載があるため、水道使用料金についても記載を追加しました。

資料3 基本計画（素案）及び 参考資料3 SDGs との関係 参照

取組みの方向性

■適切な行政運営

各種法令や計画等に基づいた適切な行政運営を図ります。

■広域連携

近隣自治体と連携した自治体の枠を超えた広域的な課題解決や、犬山市と同様の課題を抱える他自治体と連携して、課題解決や共同調達による財政負担の軽減を図るとともに、縁のある自治体との災害時における助け合い等を図ります。

■職員の資質向上

人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの能力開発を進めていくことで、職員全体の資質向上を図ります。

■ICT等の最新技術の研究・導入

効果的・効率的かつ市民目線に立った行政運営、市民サービス提供のために、最新技術を研究し、最新技術についていけない人を取り残さないよう配慮しながら、新しい技術の導入を進めます。

■計画的かつ効率的な財政運営

毎年度の予算編成や予算管理により計画的かつ効率的な財政運営を行います。

■自主財源の確保

ふるさと犬山応援寄附金をさらに増やすための取組みや新たな自主財源確保の研究と導入を進めます。

■公共施設マネジメント

「犬山市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の適正管理と適正配置に努めます。

関連する個別計画	期間
犬山市公共施設等総合管理計画	H27 (2015) ~R11 (2029)



取組みの方向性

■適切な行政運営

各種法令や計画等に基づいた適切な行政運営を図ります。

■広域連携

近隣自治体と連携した自治体の枠を超えた広域的な課題解決や、犬山市と同様の課題を抱える他自治体と連携して、課題解決や共同調達による財政負担の軽減を図るとともに、縁のある自治体との災害時における助け合い等を図ります。

■職員の資質向上

人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの能力開発を進めていくことで、職員全体の資質向上を図ります。

■ICT等の最新技術の研究・導入

効果的、効率的な行政運営、市民サービス提供のために、最新技術を研究し、最新技術についていけない人を取り残さないよう配慮しながら、新しい技術の導入を進めます。

■計画的かつ効率的な財政運営

毎年度の予算編成や予算管理により計画的かつ効率的な財政運営を行います。

■自主財源の確保

ふるさと犬山応援寄附金をさらに増やすための取組みや新たな自主財源確保の研究と導入を進めます。

■公共施設マネジメント

「犬山市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の適正管理と適正配置に努めます。

関連する個別計画	期間
犬山市公共施設等総合管理計画	H27 (2015) ~R11 (2029)

効果的・効率的に行財政運営を進めるにあたって、行政の視点だけで行うのではなく、市民の目線も踏まえて進めていくことを明示しました。

■新：令和4年度第4回（最新版）P40

■旧：令和4年度第3回 P40

■変更点と理由

個人情報の保護等、情報の適切な管理と、情報のオープン化の推進について記載を追加しました。

資料3 基本計画（素案）及び 参考資料3 SDGs との関係 参照

取組みの方向性

■各事業を通じた交流の促進

様々な教室やイベントの開催や事業の実施を通じて、地域内外や分野を超えた交流活動の促進を図ります。

■民間主体の都市間交流活動の促進

都市間（姉妹都市等）交流の歴史・観光・特産品・催事等の情報を市民グループ等に広く周知し、民間が主体となった交流活動を支援します。

■市民活動、地域活動の支援及び協働の促進

基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。
また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。

■情報公開の推進

個人情報保護を徹底する等、情報を適切に管理した上で、市民が必要とする情報をより広くより容易に入手できるように、情報のオープン化を推進します。

■広聴活動の充実

市民の声を市政に反映させるため、直接意見交換できるタウンミーティング等の機会を充実させるとともに、見せ方、伝え方を工夫し、市民の市政への関心を高めます。

■ジェンダー平等の推進

性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会やLGBTQに対する理解と必要性に関する意識啓発を実施します。また、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性の活躍の場を広げていきます。

■外国人市民へのコミュニケーション・生活支援

外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスへアクセスできる環境整備を進めるとともに、安心・快適な生活が送れるように、ライフステージに応じた継続的な支援やコミュニケーションの支援を行います。

■多文化共生の地域づくり

多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。

関連する個別計画	期間
犬山市男女共同参画推進指針	H30 (2018) ~R 9 (2027)
犬山市多文化共生ビジョン	-



取組みの方向性

■各事業を通じた交流の促進

様々な教室やイベントの開催や事業の実施を通じて、地域内外や分野を超えた交流活動の促進を図ります。

■民間主体の都市間交流活動の促進

都市間（姉妹都市等）交流の歴史・観光・特産品・催事等の情報を市民グループ等に広く周知し、民間が主体となった交流活動を支援します。

■市民活動、地域活動の支援及び協働の促進

基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。
また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。

■情報公開の推進

市民が必要とする情報をより広くより容易に入手できるように、情報公開を推進します。

■広聴活動の充実

市民の声を市政に反映させるため、直接意見交換できるタウンミーティング等の機会を充実させるとともに、見せ方、伝え方を工夫し、市民の市政への関心を高めます。

■ジェンダー平等の推進

性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会やLGBTQに対する理解と必要性に関する意識啓発を実施します。また、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性の活躍の場を広げていきます。

■外国人市民へのコミュニケーション・生活支援

外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスへアクセスできる環境整備を進めるとともに、安心・快適な生活が送れるように、ライフステージに応じた継続的な支援やコミュニケーションの支援を行います。

■多文化共生の地域づくり

多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。

関連する個別計画	期間
犬山市男女共同参画推進指針	H30 (2018) ~R 9 (2027)
犬山市多文化共生ビジョン	-